

取扱区分：「公開」

平成27年第7回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成27年7月10日（金）午前9時54分～

於：周南市徳山保健センター 講義室3

## 平成27年第7回

### 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成27年7月10日（水） 午前9時54分 ～ 11時07分

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

#### 3 会議に付した議案

議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第24号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第25号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第26号	農業振興地域整備計画の変更について	5件
報告第35号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	10件
報告第36号	非農地証明について	4件
報告第37号	農地の転用の制限の例外による届出について	3件
報告第38号	農地法第18条の規定による通知について	1件
報告第39号	農業生産法人報告書の提出について	5件

#### 4 出席委員

第1番	江波一男君	第2番	田中榮作君
第3番	野村一男君	第4番	藤井孝君
第5番	笠井保雄君	第6番	松岡清治君
第7番	藤井澄子君	第8番	大田幹代君
第9番	歳光時正君	第10番	杉村洋治君
第11番	福田栄司君	第12番	山崎弘子君
第13番	林定子君	第14番	村木実君

第15番	松田孝行君	第16番	山崎光夫君
第17番	水井規雅君	第18番	石村敏昭君
第19番	秋貞啓子君	第20番	白石純治君
第21番	有馬俊雅君	第22番	小林一雄君
第23番	高橋恵君	第25番	杉村龍男君
第26番	藤井和典君	第27番	梅田洋治君
第28番	椎木人志君	第29番	大江静人君
第30番	弘中壽君		
第31番	岩田学君 (職務代理者)		
第32番	西田孝美君 (会長)		

## 5 欠席委員

第24番 長谷川和美君

## 6 関係人

農林課 主査 温品賢治

## 7 事務局職員

局長	茅原道夫	次長	山根卓彦
次長補佐	徳本純子	書記	林和史

事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中31名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第24番 長谷川 和美 委員でございまして、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前9時54分 ～ ）

議長

それでは只今より、平成27年第7回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第7番、藤井 澄子委員さん、第14番、村木 実委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第23号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案4件でございます。

まず1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の市街化区域の大字●●字●●●●でに所在する農用地区域外農地の田、1筆の83平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲受人が所有する農地と譲渡人が所有する資材置場の進入路へ転用するための農地とを交換するものでございます。なお、転用に係る所有権移転につきましては、当地が市街化区域ということから今

回、農地法第3条の許可決定と同時に農地法第5条の農地転用届出を提出されます。そのため、次回、8月の総会において報告させていただく見込みでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当いたしておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は54アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、畑として、梅を栽培されることとあり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第26番

第26番●●です。議案第23号1番についてご説明します。去る7月4日に譲渡人、譲受人と現地調査を行ったので、ご報告いたします。現地のすぐ近くまで住宅が建築されており、現地には果樹が植えられている状態でした。周囲の水田は以前から住宅化しており、また、農協からは減反の要請が

あり、水田としての水路も周囲の水田がしだいに無くなり、水路の維持管理も出来なくなった状況です。そのため、水田を資材置場としたいとのことで、平成25年に申請許可済みです。その進入路を整備するため譲受人の土地の一部、5筆83平方メートルがかかるので、その代替えとして、譲渡人の土地83平方メートルを取得されるものです。この土地にも果樹を植えるとのことでした。周囲は、譲受人、譲渡人の土地であり問題ないと考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第23号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の市街化調整区域の大字●●字●●●●に所在する農用地区域外農地の畑、1筆の228平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は農地管理が難しく、譲受人は、申請地が兄の所有であるが、以前から借り受けて耕作しており、今回、正式に所有権移転の手続きをとり、引き続き営農活動を続けるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、以前より管

理しており、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は33アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、現在も野菜を耕作しており、今後もナス、きゅうり、じゃがいも等自家用野菜を栽培されることとされており、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第29番

第29番●●でございます。2番についてですが、7月2日に譲受人、譲渡人立会いのもとに現地調査を行いました。ただ今、事務局からの説明されたとおりです。申請地の現況は、トマト、ナス、きゅうりが栽培されておりました。申請地は自宅に隣接しており便利が良いからとのことでした。特に問題ないと思われますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第23号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の市街化調整区域の大字●●字●●●●に所在する農用地区域外農地の田、1筆の1,217平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、相続人不存在となり帰属先を探していたところ、縁故者にあたる譲受人に贈与され譲り渡すとされ、譲受人は申請地が自宅に隣接しており今回申し出があったので、譲り受けられ、規模拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人はこれまでも耕作を手伝った経緯もあり耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は48アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。



次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされるほか、一部、畑として、トマト、きゅうり、ナス等自家用野菜を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

第16番の●●です。3番について説明します。去る7月4日、譲渡人の代理人と譲受人とで現地において調査しましたので、その結果をご報告いたします。申請地は、昨年まで水稻の作付けがされており、その後、所有者が死亡し、所有者不明の状態であったため、本年は作付けがされておりましたが、草刈りをされよく管理されておりました。申請地は、所有者の相続財産管理人である譲渡人が昨年まで申請地を耕作されていた譲受人に譲り渡しの申出をされるものであります。また、譲受人は、この申し出を受けまして、申請地が自宅に隣接しており、耕作に便利であることから譲り受けて来年は、水稻のほか、野菜等を栽培され経営規模の拡大を図られるものですので何ら問題はないと思われまます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第27番

周南市●●町●丁目●番地の●の相続財産管理人とは、どういう関係ですか。相続を受けた者が亡くなられて誰もいないとはどうですか。

事務局

これは、弁護士さんです。

第27番

そうでしょう。私も弁護士さんだと思いました。やはり一言、説明をしておいてほしいと思います。

議長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第23号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

2ページの4番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の●●●都市計画区域の大字●●字●●●に所在する農用地区域内農地の田、1筆の3,792平方メートル、同地区の●●●都市計画区域の大字●●字●●●に所在する農用地区域外農地の畑、1筆の522平方メートル、合計2筆の4,314平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、遠方に住んでおり後継者もなく管理ができないため譲り渡すとされ、譲受人は、自己所有の農地に隣接しているので今回、買受けて規模拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定に

については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は70アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、畑地として、スイカ、きゅうり、トウモロコシ、そば、菜の花等を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第6番

第6番の●●です。4番について、去る7月1日、譲渡人とは電話で、譲受人とは現地で確認しましたので報告いたします。譲渡人は、申請地を20年以上耕作しておらず、遠隔地に居住しているので、今後も維持管理が困難なため申請地に近い譲受人に譲り渡したいとのことでした。譲受人は、自宅に隣接して田と畑を所有し、申請地の1398番の田が、譲受人所有の田と隣接し、1401番の畑も1398番の田と隣接し、ほとんど高低差がなく、一体的に管理が出来ることから、今回、譲り受けることにされました。現地は、除草されトラクターで耕されており、いつでも作付けできる状態でした。また、1401番と1398番の一部には、自家用野菜が植えてあり、今後は、畑として利用するが、景観植物も植えてみたいとのことでありました。子供さんも隣に住んでおられ繁忙期には手伝いも可能なことから問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第23号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の3ページをお開きください。議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第4条の規定による許可申請は1議案1件でございます。それでは1番についてご説明いたします。

申請人は、市内に居住し農業を営む方です。申請地は、山林に隣接しており、しいたけ栽培に適しているため、桧25本を植林するために許可申請が提出されたものです。しかし、農地法の規定を知らずに植林をしてしまい反省するとともに今後は農地法の規定を遵守いたしますとの始末書が提出されています。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から南東に約2.8キロメートル、市道●●●線の北に位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●●字●●●1810番、地目は畑、地積は、1,590平方メートルの一部で220平方メートルでございます。

(スクリーンに、分限図及び土地利用計画図を表示)

こちらが分限図と土地利用計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、その他農地として第2種農地です。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、既に植林されております。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。また、雨水につきましては、これまでとおり自然流下により水路へ排出されます。

行政庁の認可・許可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

最後に、先程申しあげましたが、申請地は既に転用がされておりますが、今後は農地法を遵守する旨の始末書が添付されております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第15番

第15番の●●です。6月30日に申請人と現地でお会いしました。現地

は3年前に桧を25本植林していた。現在は、転作できれいに草刈りをされて管理されています。今現在、しいたけ栽培のため桧が25本植林されていますが、不適と言うことから今後は、桧から杉に植え替えされるとのことでした。なお、あとの残りの農地部分については、梅が植林されており、13年近く経過しております。今回、隣接地に、いのししの柵を設置され、その際、市の職員が訪問した際に、杉の植林は許可が必要である旨の指摘を受けたので無断転用が判明し申請をされたものでございます。今後については、農地法を遵守する旨の確認をいたしました。始末書も添付されており、現在農地をしっかりと維持管理もされておりますので、よろしくご審議の程お願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第25号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の4ページをお開きください。議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による許可申請は1議案1件でございます。それでは1番についてご説明いたします。

申請人は、●●都●●区に居住する太陽光発電事業を営む個人事業主です。売電事業の事業拡大を図るため申請地を賃貸借し、発電出力275.9キ

ロワットの太陽光パネル1,970.35平方メートルを設置するものです。

申請地は、市道に隣接し日照も良く、送電網設備などの条件も良いことから、太陽光発電施設の位置に適した場所であり、また、譲受人は耕作をしていたが、高齢と体調不良により耕作を続けることが困難となり、利用方法を考えていたということで、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、JR●●線●●駅から北に約150メートルのところに位置しており、市道●●●●●第●号線に接しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●字●●229番1、230番、地目は田、地積は、2,159平方メートル、同じく1,086平方メートル、同字●●262番1、地目は田、地積は、1,851平方メートルで、合計で5,096平方メートルでございます。

(スクリーンに、分限図を表示)

こちらが分限図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、平面図、立面図を表示)

太陽光パネルの平面図及び立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、鉄道の駅より300メートル以内にある農地で、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び融資証明書、残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございませ

ん。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われま。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、既に、経済産業省の太陽光発電設備に係る認定済みであり、中国電力との売電契約も申込み済みです。

また、開発行為でない旨の届出を、平成27年6月23日付で提出し受理されています。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

第5番の●●です。1番について、去る7月2日、貸付人と現地で確認調査し、借受人とは遠方のため電話で確認しましたことについて報告します。申請地は、以前、議案で2回程度紹介しましたように小高い丘の上で、周囲を山林に囲まれ5、6戸の家屋があり、内2戸は空家です。今回の申請地周囲も、ほぼ耕作放棄地の状態となっており、この地域での耕作地はほんのわずかです。今回の貸付人と借受人の関係は、親子関係です。貸付人は義理のお母さんで、借受人は息子さんの奥さんです。貸付人は、ご主人が高齢で病弱なため、お母さんがひとりで農地管理してJAの直売所へ野菜、花等を出荷しておられました。農地全体が5,096平方メートルと広いため、また、年齢的にも負担が大きいので、今回、息子さんと相談され、貸付ることにしたそうです。農地の現況は、地目は全て田ですが、262-1は1,851平方メートルで4枚に分かれており、南側から3枚目までは畑として管理し、



野菜を作っており、残り部分は、草を刈って農地管理されております。229-1は2枚に分かれており、230は1枚で、どちらも草刈りをされ農地管理されておられました。この地域は水の管理が難しいため畑として利用されてきました。借受人は、以前から太陽光発電事業に関心が深くご両親と相談の結果、この度、農地を借り受けて太陽光発電設備を設置する事にしたそうです。借受人は息子さん奥さんとなっていますが、ご主人は仕事が忙しく奥さんに太陽光事業に携わってもらい事務処理等をするとのことでした。太陽光設備は、262-1は、低圧の50キロワット以下の発電でき、229-1と230は、高圧の228キロワットの発電設備、合計で、278キロワットの発電設備となります。日常の管理につきましては、●●在住のため、通常は、お母さんと息子さんの弟さん家族が手伝って、草刈り等管理されるそうです。なお、申請書には資金計画書、利用計画書、土地利用計画図も添付され被害防除計画書に添って調査しましたが、何ら問題もなく周辺農地に与える影響もないと思われます。以上、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第31番

今までの申請の中で最大規模の申請だと思いますが、参考までに、およその事業経費がわかれば教えて下さい。

事務局

事業経費は、全体で約7千8百万円となっております。

よろしいでしょうか。他に、ご意見ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第15番

開発行為ではない旨と言われましたが、私は、発電事業は、開発行為と理解していますが、どうなのですか。

事務局

これは、工作物の一部ではありますが、底地の現状を変えないということが前提でして、なおかつ、太陽光に関しては、開発行為の許可申請の届出を提出しなくてよいというものです。今回は面積が、5,000平方メートルを超えており、通常、この地区では1,000平方メートルを超えれば開発の届出になりますが、こちらも提出しなくてよいということです。そのかわりに、開発行為でない旨の届出と言うことになっており、建築指導課とも確認を取っております。

議長

よろしいでしょうか。他に、ご意見ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第26号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。

議案第26号「農業振興地域整備計画の変更について」

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により周南市長より、同法第8条の規定に基づき定められた周南市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、下記のとおり諮問を受けたので意見を求める。

平成27年7月10日 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

今回は、除外が2件、編入が3件でございます。

議長

それでは、この諮問につきましては、農林課の●●主査が来ておられますので、まず、ご説明を受け、その後に、地区担当農業委員さんから現地調査の結果やご意見をいただいたうえで、意見の決定を行いたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、●●主査さん、1番につきまして、説明をお願いいたします。

農林課

皆様おはようございます。農林課の●●です。では、議案第26号農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。今回の農業振興地域整備計画の変更につきましては、5月末までに、2件の除外、3件の編入の申出がございましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、お諮りするものです。

それでは、各案件の説明をいたします。

まず、1番の除外の案件について説明いたします。場所は、●●地区、目的は資材置場です。本件では、事業所が山中にあり、降雪があった際に資材の運搬が不便なため、降雪の影響を受けない場所に資材置場を整備したいとのことで、今回の申出となりました。

(スクリーンに小縮尺図を表示)

こちらが申出地の位置図です。申出地は、●●山村広場から県道●●●●線を西に500メートル進んだところに位置します。

(スクリーンに大縮尺図を表示)

こちらが周辺図です。申出地の登記地目は田で、登記面積は1,840平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図を表示)

こちらが分間図です。

申出地の北側及び西側は県道、南側は●●川、東側は農地にそれぞれ面しております。

(スクリーンに写真を表示)

こちらが現地の写真です。東から西へ向かって撮った写真です。説明は以上です。

議長

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに除外に関しての意見をお願いいたします。

第14番

第14番の●●です。7月2日、現地で申請人と会い調査をしましたので報告します。申請地は、県道と原野、川に囲まれて1メートル前後の草に覆われておりました。また、一部には猪が掘起こしている形跡がみられるような状態でした。申請人は、水路が損壊して行政に相談され修理工事をお願いしましたが難しいことから15、6年前から耕作を止めて草刈りのみ実施していましたが、ここ最近数年は草刈りも十分行っていないとのことでした。今回、許可された場合は、土砂を県道の高さまで埋め立てて資材置場として貸し出すとのことでした。参考に資材は砂利で、申請地から約5キロメートル離れた所に碎石場があり、冬場、積雪で坂道をトラックが通行できなくなり運搬に支障があり、雪の降る前にストックして備え、資材置場としての活用は冬季のみで建物は建築せず、汚水の発生もなく被害防除計画書も提出され周囲に悪影響を与えないと思われまます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第26号1番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、2番につきまして、説明をお願いいたします。

農林課

続きます。2番の除外の案件について説明いたします。場所は●●●地区、目的は一般住宅です。本件では、現在居住している住宅が老朽化しており、なおかつ土砂災害特別警戒地域に建てられていることから、申出者が住宅の建て直しをする際に、自己所有地で申出地以外に他に適地がないため、今回の申出となりました。

(スクリーンに小縮尺図を表示)

こちらが申出地の位置図です。申出地は、国道●●●号線から国道●●●号線に入り、県道●●号●●●●線を●●方面に約400メートル、市道●●●●線を西へ100メートル進んだところに位置します。

(スクリーンに大縮尺図を表示)

こちらが周辺図です。申出地の地目は田で、登記面積は4,644平方メートルで、その内494平方メートルとなっております。

(スクリーンに分間図を表示)

こちらが分間図です。

申出地の北側は宅地、西側は市道、東側と南側は農地にそれぞれ面しております。

(スクリーンに写真を表示)

こちらが現地の写真です。1枚目が北東から南西へ、2枚目が南西から北東へ向かって撮った写真です。説明は以上です。

議長

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに除外に関しての意見をお願いいたします。

第21番

第21番の●●です。2番について去る7月8日に、申請人及びその息子さんと現地でお会いいたしまして、面談しましたのでその調査結果を報告いたします。今、説明がありましたように、息子さんが住宅を新築されるにあたり、現在、申請人が住んでおられる住宅は、土地災害特別警戒地域に指定されていることから、新築及び増築等は困難であり、更には他に所有の土地

もないことから、現在の居住地から15メートル程度離れている申請地を選定されたとのことです。

周辺農地への影響につきましては、現所有の建物及び土地に既存の上下水道や側溝があり、それらをそのまま活用することによって支障はないと思われまます。現住宅が土地災害特別警戒地域に指定されていることから、正当な理由かと思われまます。よろしくご審議の程お願い申しあげまます。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第25番

写真から判断すると現地は違反転用ではないでしょうか。このような申請を受けているという事は農林課では管理できてないのではないですか。

農林課

実際は、埋め立てが完了しており、除外申請承認後、始末書を添付のうえ、当申請分箇所は分筆し転用の許可申請をすることになります。

第25番

全体が転用されているのに一部のみ解除というのはどうなのですか。全体申請でないといけないのではないかと。農林課で農振地域整備計画の除外の管理できてないことを先に対応しないといけないのではないですか。農地法は後のことだと思います。

事務局

現状の写真を見ていただいて転用されているのは間違いないです。今回の除外申請の部分は、除外の許可が出ましたら始末書添付のうえ、転用の許可をとることとなりますが、それ以外の所にも土砂が盛られており現状は、田ではなく畑地の状況ですので、農地改良届の手続きを行い、畑として果樹を植栽して管理していくこととお話をいただいているところです。

議長

今回は、農業振興地域整備計画の除外の見直しで、この後、転用が伴いますので、農業委員会の事務局と農林課の事務局とで合わせて農家にも指導して行くこととなります。そのようなことをご理解いただきたい。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第31番

除外申請以外の土砂が盛られている農地改良分の面積は実際どのくらいあるのですか。

事務局

(スクリーンで表示)

図面で説明させていただきます。申請地以外の土砂が盛られている面積が約1,600平方メートルくらいあります。この部分については、草も刈って営農活動ということで、果樹を植栽し対応すると伺っております。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第25番

果樹を植栽されると日陰になるのではないかと。また、この残り部分について畑地造成の申請がされるのですか。

事務局

日陰にはならないと思います。また、残り部分は今後、農地改良届を提出される予定です。

議長

他に、ご質疑はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第 15 番

農振地域整備計画の見直しは 5 年に 1 回申請が出るのでいいのですか。

議長

今回の場合は、一般管理と言いまして随時申請を受け付けています。ただし、●●市では、事務的に常時と言う訳にもまいりませんので、年 4 回の受け付けとなっております。委員さんの言われる 5 年に 1 回と言われるのは、特別管理制度と言いまして大きく農業振興地域の整備計画を見直しする場合を言います。

議長

他にご意見。ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 26 号 2 番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2 番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、6 ページの 3 番から 5 番の編入ですが、編入箇所が同一地区内で、また、変更理由にある事業目的も同一であることから一括してご説明をお願いいたします。

農林課

続きまして、編入で 3 番から 5 番についてご説明いたします。一団の農地となっており、目的も同一であることから一括して説明いたします。場所は●●●地区、目的は耕作放棄地再生事業です。本件では、株式会社●●●●●●●●●●が耕作放棄地再生事業に取り組みたいとのことで、対象となる農地に農用地区域の指定があることが事業の要件となっているため、今回の申出となりました。

(スクリーンに小縮尺図を表示)

こちらが申出地の位置図です。申出地は、●●自治会館から県道●●号●●●●線を●●方面に約 300 メートル進み、農道●●●号線を西方向に約



100メートル進んだところに位置します。

(スクリーンに大縮尺図を表示)

こちらが周辺図です。申出地は●●●●3819の地目は田で、登記面積は310平方メートルで、3823の地目は田で、登記面積は347平方メートル、3826-1の地目は畑で、登記面積は357平方メートル、3826-2の地目は田で、登記面積は59平方メートル、3826-3の地目は田で、登記面積は56平方メートル、3824の地目は田で、登記面積は201平方メートル、3825-1の地目は田で、登記面積は42平方メートル、3825-2の地目は畑で、登記面積は19平方メートル、3829の地目は畑で、登記面積は323平方メートルとなっております。

(スクリーンに分間図を表示)

こちらが分間図です。

申出地の四方が農地にそれぞれ面しております。

(スクリーンに写真を表示)

こちらが現地の写真です。現状、荒廃農地ですので、土地の境界も見えません。また、農地内に入って写真を撮ることも困難でしたので、このような写真となっております。

まず、1枚目は3819を南から北へ、2枚目は3826-3を南から北へ、3枚目は3826-1から3826-2を南東から北西へ、4枚目は3825-2から3825-1、3824を南東から北西へ、5枚目が3829を北東から南西へ撮った写真です。説明は以上です。

議長

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに編入に関しての意見をお願いいたします。

第21番

第21番の●●です。3番から5番までの調査報告をします。去る7月8日に現地の調査をしました。現在、申請地北側上部は耕作されていますが、申請地周辺は耕作放棄地となっております。申請人とはそれぞれ電話で確認しました。申請地は現在のところ耕作されていませんが、それぞれ連なるも

のであり、長期的に耕作を行うことを目的に耕作放棄地再生利用事業を活用するとのことです。

今回の農振編入申出については、今後効率的な営農活動を行うためには有効と思われる。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の3番から5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第15番

これは、何を耕作されるのですか。

農林課

根物野菜と聞いています。人参とか玉ねぎと蚊を植え付けられると聞いております。

第15番

水利の関係はどうなっていますか。水がない所に野菜は栽培できないのではないですか。写真を見ると山の中のようなので、山芋とかを植えるのかと私は理解したのですが、どうですか。

農林課

分限図にありますように現地は、水路が通っていますので対応できると思います。

議長

よろしいでしょうか。他に質疑はございませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第26号3番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、議案第26号4番につきまして、採決を行ないます。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、議案第26号5番につきまして、採決を行ないます。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は、承認する旨、市長に答申いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第35号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページ、8ページをお願いいたします。報告第35号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は10件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第35号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第35号を終わります。

続きまして、報告第36号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページ、10ページをお願いいたします。報告第36号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は4件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第36号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第36号を終わります。

続きまして、報告第37号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の11ページをお願いいたします。報告第37号「農地の転用の制限の例外による届出について」をご説明いたします。

自己所有の農地を農業経営用施設用地として転用される場合で、転用面積が2アール未満であるとき、また、農業用道路等に転用する場合は、面積の制限はなく、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第32条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出3件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第37号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第37号を終わります。

続きまして、報告第38号につきまして、事務局よりの報告事項の説明を

お願いいたします。

事務局長

議案書の12ページをお願いいたします。報告第38号「農地法第18条の規定による通知について」を、ご説明いたします。

農地の賃貸借の解約等については、農地法第18条の規定により賃貸借の当事者は、農業委員会の許可を受けなければ、賃貸借の解除ができないとされております。

一方、第18条第1項のただし書きの規定により、合意による解約が許可を要しないで行われた場合には、同条第6項の規定によりこれらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされております。

議案書のとおり、1件許可を要しない合意による解約が行なわれた旨の通知が、農業委員会に提出されました。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第38号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第38号を終わります。

続きまして、報告第39号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の13ページをお願いいたします。報告第39号「農業生産法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農業生産法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は5件ございました。添付書類も含め完備しており、農業生産法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。以上ござい

ます。

議長

只今の報告第39号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第39号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成27年第7回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前11時07分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成27年7月10日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 藤 井 澄 子

委 員 村 木 実